

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

分野別提案・要望

分野4 成長の活力をつくる分野

■変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援

【内閣府、総務省、外務省、経済産業省
中小企業庁、国土交通省】

県担当課：産業労働政策課、産業支援課
下水道事業課

中小企業・小規模事業者が将来にわたって発展していくためには、時代の変化に対応することが必要であり、新たな取組にチャレンジする中小企業・小規模事業者を強力にバックアップすることが求められている。

また、今後大きな成長が予測されている世界の水ビジネス市場で国際展開を進めていくためには、地方公共団体の運営・管理技術を活かして官民連携した国際競争力の強化が求められている。

1 中小企業支援等の地方への移譲

【内閣府、経済産業省】

◆提案・要望

中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務については、中小企業と距離が近い地方に移譲すること。

[具体的内容]

- ・ 現在、経済産業局が行っている中小企業支援等の事務・権限を都道府県に移譲すること。
[移譲事務の例]
- ・ 精密加工や表面処理等の中小企業の技術分野の向上につながる取組
- ・ 地域住民のニーズに応じて行う商店街活性化の取組

◆現状・課題

- ・ 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。
- ・ このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。
- ・ 全国知事会では、経済産業局の中小企業支援等の事務については、地方への事務移譲を早期に進めるべきと主張してきたが、国は、国が先導的役割を担うべきこと、全国的視点から国の重点施策に合致した提案を採択することが必要、都道府県単位では専門の人材や十分な事務量を確保できず非効率、全国どの地域においても統一的に事務処理されることが必要、全国レベルの先端的モデル事業の支援が必要等の理由から、地方への移譲はできないと主張している。
- ・ また、平成26年から「地方分権改革に関する提案募集」が導入された。中小企業支援等の地方への移譲に関しては、国から都道府県への情報提供・連携強化を実施と一定の前進が見られたが、事務・権限の移譲そのものは十分に進捗していない。
- ・ 地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

2 経営革新計画承認企業に対する支援策の拡充

【中小企業庁】

◆提案・要望

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対する支援を拡充すること。

[具体的内容]

- ・ 新たな取組や先進的な取組を支援するために創設している国の各種補助金制度（※1）において、経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対する優遇策を設けること。
- ・ 国や（独法）中小企業基盤整備機構などの中小企業支援機関が主催または支援する各種展示会（※2）において、経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対する優遇策（無料ブースの提供等）を設けること。
- ・ 株式会社日本政策金融公庫における低利融資の貸付金利を、「経営力向上計画」の認定企業に準じて引き下げること。（※3）

（※1の例）

- ・ ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
経営革新承認企業枠の設定や採択の際の加点加算の拡大
- ・ 小規模事業者持続化補助金、事業承継補助金、IT導入補助金等に係る各種補助金
経営革新承認企業枠の設定や採択の際の加点措置

（※2の例）

- ・ 新価値創造展、東京インターナショナルギフトショー、FOODEXジャパン等、中小企業の技術、製品やサービスのPRやビジネスマッチングなどができる展示会

（※3）

- ・ 日本政策金融公庫の新事業活動促進資金の貸付利率
経営革新計画の承認を受けた者 基準金利から0.65%優遇
経営力向上計画の認定を受けた者 基準金利から0.90%優遇（設備資金）

◆現状・課題

- ・ 国（主務大臣）では、平成28年7月から中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等が作成する「経営力向上計画」の認定を開始した。
- ・ 経営力向上計画とは、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成や経営資源を高度に利用する方法の導入により、経営能力の強化、経営の向上を図るものとされ、中小企業者の既存事業のマネジメント向上や設備投資の促進によって、生産性の向上を図ろうとするものである。
- ・ 一方、各都道府県では平成11年から中小企業経営革新支援法（平成28年7月から中小企業等経営強化法）に基づき、中小企業者が新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る「経営革新計画」の承認を行っている。
- ・ 経営力向上計画と経営革新計画とは、それぞれ対象が既存事業、新事業という違いはあるが、目的はともに「生産性の向上」で同一である。
- ・ 経営力向上計画では生産性の向上を図るための手段の一つとして設備投資を想定しており、制度開始から、新規購入した機械の固定資産税の軽減や設備資金の借入に対する債務保証など支援策を講じていた。さらに平成29年度からは日本政策金融公庫の低利融資、IT導入補助金採択の加点、法人税に係る設備投資の即時償却など支援の拡充を行っている。

- ・ 経営革新計画においても新事業を実施するに当たり、設備投資が必要となる事例も多く、企業から設備投資に対する支援を求める声も多い。(埼玉県の場合、平成28年度に承認した計画832件のうち、設備投資を予定しているものは499件)
- ・ また、経営革新計画承認企業へのフォローアップ調査では、従業員の人材育成や販路開拓に対する支援を求める回答が多く寄せられている。
- ・ 経営革新計画では、計画目標について経営力向上計画よりも高いレベルの数値設定が求められている。新たな分野への進出を試み、生産性の向上を図る中小企業者の意欲を高めるため、経営革新計画承認企業への支援を拡充していく必要がある。

3 下水道分野の国際展開に対する支援の拡充

【総務省、外務省、国土交通省】

◆提案・要望

下水道分野において、地方自治体と民間企業とが官民連携して国際展開を図るための海外での調査費などについて財政措置を講ずるなど支援を行うこと。

[具体的内容]

- ・ 「国際展開に向けた海外での調査費等」についても地方公営企業に対する繰出金を対象とした交付税措置、国やJICAなどによる財政支援の充実などにより必要な財源を確保するとともに、国際展開活動を行うための人的支援に関する制度の構築を図ること。

◆現状・課題

- ・ 世界の水ビジネス市場は更なる拡大が見込まれており、インフラシステムの輸出を推進することは、我が国の成長戦略の施策の一つとなっている。
- ・ 現在、国土交通省では、優位技術のさらなる国際競争力の強化を目的として、「下水道革新的技術実証事業(B-DASH)」や「水・環境ソリューションハブ(WE S-Hu b)」の取組が進められている。
- ・ 本県においても、下水道分野の国際展開を進めており、WE S-Hu bの登録都市として、県内下水道関連企業とのB-DASH事業の共同研究や、海外展開に向けた情報発信拠点施設の整備充実などを進めている。
また、タイ王国との政策対話や技術支援、官民連携による技術セミナーなどを行い、これと併せて県内企業の水ビジネス展開支援などを行っている。
- ・ 継続的な活動の推進のためには、海外での調査経費の財源確保や人的支援の確保が必要である。

■農業の担い手育成と生産基盤の強化

【農林水産省】

県担当課：農業支援課

埼玉農業を更に発展させるためには、新規就農者の確保育成が重要である。

このため、本県では就農希望者に対して休日就農相談会や就農支援セミナーの開催、農業大学校のカリキュラムの充実、明日の農業担い手育成塾等の取組を通じて、きめ細かな支援を行っている。

今後も就農希望者が意欲をもって就農できるよう、新規就農者の支援を行う必要がある。

1 農業次世代人材投資事業の交付要件の見直し

【農林水産省】

◆提案・要望

意欲ある就農希望者を広く支援するため、農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付要件となっている年齢制限を緩和すること。また、農家子弟の農業経営への参画を促進するため、親の経営から独立して部門経営を開始することや親の経営を継承することなど、農家子弟が交付を受ける場合の交付要件を撤廃すること。

さらに、担い手の確保に重要な役割を果たしている本事業の交付対象者は年々増加しているため、交付対象者に対応する十分な財源を確保すること。

[具体的内容]

- ・ 新規就農者を増やすための支援策である農業次世代人材投資事業の交付要件となっている、原則45歳未満で就農するという年齢制限を緩和すること。また、農家子弟の農業経営への参画を促進するため、親の経営から独立して部門経営を開始することや親の経営を継承することなど、農家子弟が交付を受ける場合の交付要件を撤廃すること。
- ・ 次世代を担う農業者を確保育成するため、年々増加している交付対象者に対応する十分な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の確保育成に向けた取組を進める必要がある。
- ・ 本県の平成28年度の新規就農者数は291人で、増加傾向にあるが、このうち、独立自営就農者数は142人（64歳以下）で、うち31人が農業次世代人材投資事業（経営開始型）を活用している。
- ・ この農業次世代人材投資事業（経営開始型）は、原則45歳未満で就農することが要件となっており、45歳以上の者は営農意欲があっても、事業を活用することができない。
- ・ 過去5年間の就農相談件数1,648件のうち45歳以上の就農希望者からの相談件数は26%を占めており、このうち45歳以上54歳以下の相談が57%（相談件数全体の15%）となっていることから、45歳以上の新規就農者も本事業の対象になれば、一層の就農者数の増加が期待できる。
- ・ 一方、経済のグローバル化により国内外の産地間競争の激化が見込まれるなど、農業経営環境が一層厳しさを増す中、今後の農業の発展に向けて経営力の高い農業経営体を育成することが重要である。そのためには、就農した農家子弟を拙速に親の経営から独立させるよりも、親と共同で経営に参画させることが効果的である。
- ・ さらに、本事業は担い手の確保に重要な役割を果たしており、交付対象者は年々増加している。就農希望者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、交付要件の緩和、財源の確保などによる支援の拡充が必要である。

■強みを生かした収益力ある農業の確立

【財務省、農林水産省】

県担当課：農業政策課、農業ビジネス支援課

国が、平成27年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」では、平成37年度の食料自給率目標をカロリーベースで45%としており、麦・大豆・飼料用米等の生産拡大を図っているところである。

本県はその生産の基盤となるほ場の整備率が全国平均より低いことから、本県においても耕地を最大限に活用し、麦・大豆等の作付け拡大など、今まで以上に自給率向上を図るためには、一層の農地の整備を進める必要がある。

また、農地の有効利用や細分化防止などを図るためには、農地税制に係る特例措置の充実が必要である。

1 農産物貿易交渉に係る適切な貿易ルールの確立と万全の国内対策の実施

【農林水産省】

◆提案・要望

日EU・EPAや米国を除くTPP11等の国際交渉については、国民に対する十分な情報開示と明確な説明に努めるとともに、国内農業に与える影響に十分配慮し、万全の対策を講じること。

また、国内対策として「農業競争力強化プログラム」に位置づけられた制度などについては、真に農業の競争力強化や農家の経営安定につながるよう、地域の実情を反映できる使い易い仕組みとするとともに、生産者に対して制度の周知の徹底を図ること。

[具体的内容]

- ・ 貿易自由化の動きは本県農業に大きな影響を及ぼすことから、我が国が引き続き「多様な農業の共存」を理念とし、国内農業生産の強化や農家の経営安定につながる貿易ルールの確立に全力を尽くし、その情報開示に努めること。
- ・ いかなる国際交渉にあっても、国民に対する十分な情報開示と明確な説明に努めるとともに、国内農業に与える影響等に十分配慮し、万全の対策を講じること。
- ・ 国内農林水産物の市場開拓・拡大に向けた条件整備を図ること。
- ・ 国内対策として、「農業競争力強化プログラム」に位置づけられた関連法（収入保険制度の導入、土地改良制度の見直しなど）について、地域の実情に応じた農業の競争力強化や農家の経営安定が図られる仕組みとして着実に実施されるよう、制度の周知徹底を図ること。
- ・ 各地域の農業者が今後とも意欲と希望を持って営農に取り組んでいけるよう、「農業競争力強化プログラム」に関する制度の設計については、各地域の農業・農村の実情を十分に踏まえること。
- ・ 平成29年11月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」については、真に農業の競争力強化や農家の経営安定につながるよう、地域の実情を反映できる使い易い仕組みとするとともに、生産者に対して、施策の周知徹底を図ること。

◆現状・課題

- ・ 農産物貿易交渉については、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）交渉等において、日中韓などの6国・地域で関税の撤廃品目等についての交渉が行われている。また、世界貿易機関（WTO）農業交渉において、市場アクセス分野における階層方式による関税削減や上限関税の是非、重要品目の数とその取扱いなどが交渉されており、今後、農業分野の自由化が急速に進展する可能性がある。

- ・ F T A ・ E P Aについては、既にシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、A S E A N、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴルと協定が発効している。
- ・ H E U ・ E P Aは、平成29年7月、大枠合意に至った。
- ・ T P Pについては、平成27年10月米国アトランタで交渉が大筋合意し、平成28年2月署名に至ったが、平成29年1月、トランプ米国大統領がT P P離脱の大統領令に署名した。
- ・ 国は、農業の成長産業化を一層進めるため、平成28年11月に、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するための施策を盛り込んだ「農業競争力プログラム」を決定した。
- ・ 農業競争力強化プログラムに盛り込まれた、「生産資材の引下げ」や「収入保険制度の導入」といった施策の具体化に必要な8つの法律が、第193回国会において成立した。
- ・ 平成29年11月、米国を除くT P P 11の大筋合意を受け、「総合的なT P P 関連政策大綱」を改訂し、「総合的なT P P 等関連政策大綱」が決定された。
- ・ 平成30年3月、T P P 11の署名式が開催された。

2 農地税制に係る特例措置の充実

【財務省、農林水産省】

◆提案・要望

ほ場整備の推進に資するため、相続税及び贈与税の納税猶予対象農地に対する特例措置の充実、拡充を図ること。

また、市街化区域内で意欲ある農業者が営農を継続できるよう、税制の特例措置等を講じること。

[具体的内容]

(1) 相続税納税猶予制度等の充実について

- ・ ほ場整備に伴い用排水路・農道等として利用するために特例農地を譲渡した場合にあっては、納税が免除される仕組みとすること。

(2) 市街化区域内で営農が継続できる税制の特例措置等の充実について

- ・ 都市地域における農業の重要性に鑑み、市街化区域内で意欲ある農業者が営農を継続できるよう税制措置を含め、引き続き、制度の充実を図ること。

◆現状・課題

(1) 相続税納税猶予制度等の充実について

- ・ ほ場整備に伴い用排水路・農道等として利用するために譲渡する場合に、納税猶予が打ち切られてしまうことから、ほ場整備を進めていく上で支障となっている。

(2) 市街化区域内で営農が継続できる税制の特例措置等の充実について

- ・ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地の固定資産税は、宅地並評価・宅地並課税となっているが、生産緑地の指定を受けた農地は、農地評価・農地課税となっている。
- ・ 生産緑地の指定には、面積等の要件があるため、生産緑地の指定を受けられない農地の所有者は、営農意欲があっても重い税負担となっている。
- ・ 平成28年4月に都市農業振興基本法が制定され、法に基づき策定された都市農業振興基本計画では、農業が今後とも展開されることが確実な都市農地について、生産緑地か否かに関わりなく、農業振興施策を本格的に講ずる必要があるとしている。
- ・ さらに、都市農業振興上の位置付けが与えられた生産緑地以外の市街化区域内農地に対し、営農の継続と農地の保全を担保に、税負担の在り方を検討するとしている。

■ 県産木材の利用拡大と林業の振興

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

県担当課：森づくり課

収益を生み出す林業を目指すには、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を促進し、持続的な森林経営を行うことが重要である。

このためには、「植えて、育てる」森林整備を積極的に実施し、森林資源の充実と地域振興に重要な役割を果たしている森林整備法人への支援強化を図っていく必要がある。

また、木材を「使って」利用を一層進めるためには、建築物の木造・木質化の支援を拡充する必要がある。

1 森林整備法人への支援の充実・強化

【総務省、財務省、農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

森林整備事業及び管理経費に係る財政支援の充実・強化とともに、(株)日本政策金融公庫資金について、償還利子の軽減、無利子資金の充実、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

[具体的内容]

- ・ 森林整備事業に係る補助制度を拡充し、強化すること。
- ・ (株)日本政策金融公庫資金の公庫償還利子を軽減すること。また、任意繰上償還を弾力化すること。

◆現状・課題

- ・ (公社)埼玉県農林公社は、昭和58年度に設立後、県内全域で森林整備を行い約3,300haの森林を造成・管理するに至っている。しかし、現在その多くが伐採時期に達せず、立木販売収入を得られる森林となるのは20数年先である。
- ・ 農林公社は森林整備等に係る財源の多くを(株)日本政策金融公庫からの借入金に依存している。立木販売収入が無い中での元利償還は経営の大きな負担となるため、公庫への元利償還金の全てを県からの借入金で賄っており、平成28年度末の債務残高は192億円に達している。(うち公庫分は95億円、県分は97億円)
- ・ 本県では平成19年度以降の新規県貸付金の利息及び昭和59年度から平成9年度までの既往県貸付金から発生する利息について無利子化を行っている。
- ・ また、平成22年2月に今後の経営改革に関する方針を定めた「埼玉県農林公社経営改革プラン」を策定し、農林公社の経営改革を指導している。
- ・ 農林公社はこのプランに基づき、実施工程表を作成し経営改善に取り組んでいる。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人による森林整備を支援し、補助事業、金融措置、地方財政措置を講じてきたが、更なる措置を講ずる必要がある。

2 公共建築物等の木造・木質化に対する支援の確実な実施

【財務省、農林水産省、林野庁】

◆提案・要望

地域材の利用を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な財源の確保などにより支援の拡充を講じること。

[具体的内容]

- ・ 公共建築物等の木造、木質化に対する補助対象の拡大や補助要件の緩和を図るなど、補助制度を充実すること。
- ・ 公共建築物の施設整備を計画している市町村等の要望に応えられる十分な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 我が国では、戦後、造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落による森林所有者の経営意欲の低迷等の影響で森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっている。
- ・ このような厳しい状況を克服するためには、木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることが急務となっている。
- ・ 本県においても、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づく県方針を策定しており、2年以内には県内全市町村の市町村方針の策定も見込まれている。
- ・ 当該方針には「低層の公共建築物は原則全て木造化とする」ことなどが盛り込まれ、公共建築物の木造・木質化を推進する気運が高まっている。
- ・ さらに高齢化の進展と待機児童の増加に伴い、社会福祉法人や民間企業が運営する老人ホーム、保育園などの建設が増える中、利用者に快適な空間を提供するため、木造・木質化したいという要望や相談が数多く寄せられている。
- ・ しかし、木造・木質化に対する助成のうち、林野庁の「森林・林業再生基盤づくり交付金」は、平成27年度まで1/2であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ また、平成28年度は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。平成29年度も同様に配分額が削減された。
- ・ さらに、平成29年度からは、補助対象から役場庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことなどから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ このような配分額の削減や補助対象の縮小は、木造・木質化の推進にブレーキをかけることになりかねず、補助要件の緩和、財源の確保などによる支援の拡充が早急に必要である。

